

# 島根県保育士等の働きやすい職場づくりセミナー

保育業界の慢性的な保育士不足が課題となっています。県で行っている「保育士確保等実態調査」結果では、保育現場から「労働時間が合わない」「休暇が少ない・取りにくい」などの声があががつているところです。一層の「働き方改革」に取り組んでいただき、保育士が働きやすい環境を向上していただくことで、保育士の離職防止や、潜在保育士の復帰が期待されるところです。また、先般の児童福祉法改正により、今年10月から保育所等において不適切な保育があつた場合は虐待に位置付けられ、通報義務が課せられることとなりました。日頃から、子どもたちに愛情深く保育を行つていただいているところですが、この機会に改めて「人権を大切にする保育」についての理解や人権意識を高めていただき、保育の質の向上を通して、保育士の働きやすい環境向上も図つていただきたいと考えております。是非、ご参加ください。

**定員30名(先着順)**

## 《開催日時・会場》

令和7年8月4日(月) 13:30~15:30 ※受付 13:00~

島根県益田合同庁舎「5階大会議室」(益田市昭和町 13-1)

(要事前申込)

## 内 容

講演 **働き方改革に取り組むことの必要性について**

第Ⅰ部 講師 森脇 建二 氏 (一社)島根県経営者協会専務理事  
(特定社会保険労務士、中小企業診断士)

**参加  
無料**

講演 **人権を大切にする保育の実践を目指して**

第Ⅱ部 講師 藤原 映久 氏 島根県立大学 人間文化学部 保育教育学科 教授

令和7年4月の児童福祉法改正(令和7年10月施行)で、保育所等における不適切な保育は被措置児童等虐待に位置付けられ、通報義務も課せられることになりました。よって、これから保育士等には、より一層の人権感覚と人権意識が求められます。

## 対象者

- 保育所等(※)設置法人の理事長、保育所等の施設長、事務長等の管理職
- 保育所等に勤務する保育士や保育教諭、看護師や調理員、事務職員等
- 保育行政関係者

※ 保育所等(※)対象施設等

保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業

## お問い合わせ・お申し込み先

(一社)島根県経営者協会 (担当: 斎藤、福間) 〒690-0886 松江市母衣町55-4  
(電話) 0852-21-4925 (メール) info@shimanekikyo.com

## 申込書

(一社)島根県経営者協会 行

**申込期限: 令和7年7月28日**

事業所名			
所在地	〒	-	
TEL		申込担当者名	
参加者名		役職	